

○内閣府令第 号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(特定社債に準ずる有価証券)</p> <p>第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>金銭債権</u>（法第十条第二項第五号の二に規定する金銭債権をいう。以下この条において同じ。）又は<u>金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(特定社債に準ずる有価証券)</p> <p>第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>指名金銭債権</u>又は<u>指名金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p>

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(信用金庫の付随業務) 第五十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>金銭債権</u>（法第五十三条第三項第五号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は<u>金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>〔5～12 略〕</p>
改正前	<p>(信用金庫の付随業務) 第五十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>指名金銭債権</u>又は<u>指名金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>〔5～12 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第三条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)      第一条の三 「略」      「2～4 略」</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>金銭債権</u>(法第九条の八第二項第十号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。)又は<u>金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>「6～16 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)      第一条の三 「同上」      「2～4 同上」</p> <p>5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>指名金銭債権</u>又は<u>指名金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>「6～16 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(特定社債に準ずる有価証券)</p> <p>第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、金融商品取引法第二十一条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>金銭債権</u>（法第九十八条第一項第四号の二に規定する金銭債権をいう。以下この条において同じ。）又は<u>金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(特定社債に準ずる有価証券)</p> <p>第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券にあつては、金融商品取引法第二十一条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>指名金銭債権</u>又は<u>指名金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p>

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年  
大蔵省 総理府 令第三十一号)

の)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(貸付資金の受入方法)</p> <p>第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる金銭の受入れ</p> <p>イ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)に規定する特定目的会社(同法第二条第四項に規定する資産流動化計画において金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。)に対する貸付債権(貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。)の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特定目的会社がする同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられ</p>	<p>(貸付資金の受入方法)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)に規定する特定目的会社(同法第二条第四項に規定する資産流動化計画において指名金銭債権(指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。)又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。)に対する貸付債権(貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。)の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特定目的会社がする同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p>

<p>るもの</p> <p>ロ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第八条第二号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに金銭債権又は金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであって、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第八条第四号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号又は第十号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p>	<p>ロ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第八条第二号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであって、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第八条第四号に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定資産に関する事項)</p> <p>第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 次に掲げる場合であつて第二号から第五号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、ロの場合に限る。以下この号において同じ。）の内容が確定していないとき、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合</p> <p>(1) 取得する特定資産が金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下同じ。）若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであること。</p> <p>〔2〕〔4〕 略</p>	<p>(特定資産に関する事項)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 取得する特定資産が指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであること。</p> <p>〔2〕〔4〕 同上</p>

ハ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

- (1) 第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によって特定が可能な金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であつて、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合

〔2〕・〔3〕 略

八 〔略〕

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

- 三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に係る事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

〔四〕七 略

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第二項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

ハ 〔同上〕

- (1) 第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によって特定が可能な指名金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であつて、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合

〔2〕・〔3〕 同上

八 〔同上〕

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

- 三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に係る事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

〔四〕七 同上

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第二項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

〔一〇三 略〕

四 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項(第三号から第六号までを除く。)の規定により有価証券とみなされる権利(法第二百条第二項第二号に規定する債権を除く。)

五 〔略〕

六 組合契約(民法第六百六十七条の組合契約をいう。)の出資の持分(第九十五条第一項に規定するものに限る。)

〔七〇七 略〕

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第九十九条 法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に係る事項(特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

〔四〇七 略〕

別表 特定資産の内容の記載事項表(第十八条、第一百七七条、第一百九十九条関係)

〔一〇三 同上〕

四 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項(第三号から第六号までを除く。)の規定により有価証券とみなされる権利(指名債権を除く。)

五 〔同上〕

六 組合契約(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条の組合契約をいう。)の出資の持分(第九十五条第一項に規定するものに限る。)

〔七〇七 同上〕

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第九十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に係る事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

〔四〇七 同上〕

別表 特定資産の内容の記載事項表(第十八条、第一百七七条、第一百九十九条関係)

備考 表中の「」の記載は注記である。

「八〇十八 略」	七 金銭債権（信託の受益権を除く。）	「二〇六 略」	番号 分	特定資産の区分
	<p>1 当該金銭債権の総額、貸付債権、売掛債権その他の種類、構成及び担保の設定状況その他当該金銭債権の属性に関する事項</p> <p>2 その他当該金銭債権の内容を特定するに足りる事項</p>		特定資産の内容	

「八〇十八 同上」	七 指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	「二〇六 同上」	番号 分	特定資産の区分
	<p>1 当該指名金銭債権の総額、貸付債権、売掛債権その他の種類、構成及び担保の設定状況その他当該指名金銭債権の属性に関する事項</p> <p>2 その他当該指名金銭債権の内容を特定するに足りる事項</p>		特定資産の内容	

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(投資法人の資産の分別保管方法)</p> <p>第二百五十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混合して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。） 法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産（以下この条において「固有資産等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法</p> <p>二 「略」</p> <p>三 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混合して保管される投資法人の資産等に限る。次号において同じ。） 投資法人資産等の保管場所について固有資産等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する方法</p> <p>四 「略」</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(投資法人の資産の分別保管方法)</p> <p>第二百五十三条 「同上」</p> <p>一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混蔵して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。） 法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等（以下この条において「投資法人資産等」という。）の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産（以下この条において「固有資産等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についてどの投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等（混蔵して保管される投資法人の資産等に限る。次号において同じ。） 投資法人資産等の保管場所について固有資産等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する方法</p> <p>四 「同上」</p> <p>[2・3 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		別表第一（第三条関係）	
〔略〕	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）	〔略〕	第六条の二及び第十条の五第七項
〔略〕	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十二条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項に	
改正前		別表第一（第三条関係）	
〔同上〕	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）	〔同上〕	第十条の五第七項及び第二十三条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条
〔同上〕	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十二条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項に	

<p>〔略〕</p>	<p>において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）</p>	<p>第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三及び第七十八條</p>

別表第三（第五条関係）

<p>〔略〕</p>	<p>損害保険料率算出団体に関する法律</p>
<p>〔略〕</p>	<p>第六条の二第一項及び第十条の五第七項</p>

<p>〔同上〕</p>	<p>において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）</p>	<p>第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三、第七十八條</p>

別表第三（第五条関係）

<p>〔同上〕</p>	<p>損害保険料率算出団体に関する法律</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>第十条の五第七項及び第二十三条において準用する民法第五十一条第一項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	律	資金決済に関する法
	及び第七十八条	第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三
	律	資金決済に関する法
	、第七十八条	第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三

(保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第九条 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成十八年内閣府令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（業務運営に関する措置）</p> <p>第三十七条の三 令第一条の六に規定する金額を超え改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、同条第三項第十五号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、令和五年三月三十一日までの間に限り、保険金額が改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額については、令和五年三月三十一日までの間に限り、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。）である場合であつて同項の規定により現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下口において同じ。）の更改又は更新をするときにあつては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現存契約の</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（業務運営に関する措置）</p> <p>第三十七条の三 令第一条の六に規定する金額を超え改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、同条第三項第十五号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、保険金額が改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額については、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。）である場合であつて同項の規定により現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下口において同じ。）の更改又は更新をするときにあつては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現</p>

保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあつては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあつては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあつては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えてはならないこと。」と、同号ハ中「含む。」とあるのは「含む。以下ハにおいて同じ。）。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等については、令和五年三月三十一日までの間に限り、総保険金額が上限総保険金額を超えない場合を除き、一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。」とする。

存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあつては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあつては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあつては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えてはならないこと。」と、同号ハ中「含む。」とあるのは「含む。以下ハにおいて同じ。）。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等については、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、総保険金額が上限総保険金額を超えない場合を除き、一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。」とする。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第十条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)</p> <p>第八十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあつては、第一号から第九号まで及び第十三号に掲げるものに限る。</p> <p>〔一〇十二 略〕</p> <p>十三 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものが講じられているときは、その概要</p> <p>イ 当該宅地又は建物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關する保証保険契約又は責任保険契約の締結</p> <p>ロ 当該宅地又は建物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結</p> <p>ハ 当該宅地又は建物が種類又は品質に關して契約の内容に適合</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)</p> <p>第八十五条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十二 同上〕</p> <p>十三 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物の<sup>か</sup>瑕疵を担保すべき責任の履行に關し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものが講じられているときは、その概要</p> <p>イ 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に關する保証保険契約又は責任保険契約の締結</p> <p>ロ 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に關する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結</p> <p>ハ 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に關する債</p>

しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

〔2・3 略〕

(分別管理)

第三百三十二条 〔略〕

2 金融商品取引業者等は、法第四十二条の四の規定に基づき運用財産を管理する場合において、当該運用財産が有価証券等（有価証券その他の金銭以外の財産をいう。以下この条において同じ。）であるときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を管理しなければならない。

- 一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものを除く。次号において同じ。）運用財産である有価証券等（以下この条において「運用有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の運用有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該運用有価証券等についてどの運用財産の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 〔略〕

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価

務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

〔2・3 同上〕

(分別管理)

第三百三十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

- 一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものを除く。次号において同じ。）運用財産である有価証券等（以下この条において「運用有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の運用有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該運用有価証券等についてどの運用財産の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 〔同上〕

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価

証券等（混合して保管されるものに限る。次号において同じ。）

運用有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該運用有価証券等に係る各運用財産の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 略〕

3  
〔略〕

（確実にかつ整然と管理する方法）

第百三十六条 法第四十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものを除く。次号において同じ。）
- 法第四十三条の二第一項の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と分別して管理しなければならない有価証券（以下この条において「顧客有価証券」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券についての顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 〔略〕

証券等（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）

運用有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該運用有価証券等に係る各運用財産の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 同上〕

3  
〔同上〕

（確実にかつ整然と管理する方法）

第百三十六条 〔同上〕

- 一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管されるものを除く。次号において同じ。）
- 法第四十三条の二第一項の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と分別して管理しなければならない有価証券（以下この条において「顧客有価証券」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券についての顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 〔同上〕

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。次号において同じ。）  
顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 略〕

2

〔略〕

（対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理）  
第百四十二条の三 金融商品取引業者等は、法第四十三条の二の二の規定に基づき財産を管理する場合において、当該財産が有価証券等であるときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものを除く。次号において同じ。）

法第四十三条の二の二の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と区分して管理しなければならない有価証券等（以下この条において「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）  
顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 同上〕

2

〔同上〕

（対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理）  
第百四十二条の三 〔同上〕

一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものを除く。次号において同じ。）

法第四十三条の二の二の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と区分して管理しなければならない有価証券等（以下この条において「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）

( )の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 「略」

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものに限る。次号において同じ。）

顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

（有価証券等の区分管理）

第四百四十四条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき保証金又は有価証券を管理する場合において、当該保証金又は有価証券が有価証券等（有価証券その他の金銭以外の財産をいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものを除く。次号において同じ。）

( )の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 「同上」

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）

顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕

（有価証券等の区分管理）

第四百四十四条 「同上」

一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものを除く。次号において同じ。）

法第四十三条の三第一項の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と区分して管理しなければならない有価証券等（以下この条において「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 「略」

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混合して保管されるものに限る。次号において同じ。）

顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

（保護預り有価証券等明細簿）

第六十六条 「略」

2 前項の保護預り有価証券等明細簿は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

〔一・二 略〕

法第四十三条の三第一項の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と区分して管理しなければならない有価証券等（以下この条において「顧客有価証券等」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等（以下この項において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 「同上」

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）

顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕

（保護預り有価証券等明細簿）

第六十六条 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

---

三 混合寄託に係る有価証券の売付け又は買付けについては、券面額、記号、番号及び名義人以外の事項について記載することとし、混合寄託である旨を明確に表示しなければならない。

---

三 混蔵寄託に係る有価証券の売付け又は買付けについては、券面額、記号、番号及び名義人以外の事項について記載することとし、混蔵寄託である旨を明確に表示しなければならない。

---

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称  
所在地  
代表者の役職氏名

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)~(11) 略]

(12) 分別管理の状況

[①・② 略]

③ 有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

[表略]

（注意事項）

[1・2 略]

3 「管理方法」の欄には、混合して管理している場合には混合管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

[4~6 略]

(12-2) 対象商品デリバティブ取引関連取引に係る区分管理の状況

（法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況）

① [略]

② 有価証券等の区分管理の状況

[表略]

（注意事項）

[1・2 略]

3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

[4~6 略]

[(13)~(26) 略]

2 [略]

別紙様式第十六号（第八十七条関係）

（日本産業規格 A 4）

事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称  
所在地  
代表者の役職氏名

（注意事項）

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(11) 同左]

(12) 分別管理の状況

[①・② 同左]

③ 有価証券の分別管理の状況（管理場所別）

[同左]

（注意事項）

[1・2 同左]

3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

[4~6 同左]

(12-2) 対象商品デリバティブ取引関連取引に係る区分管理の状況

（法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況）

① [同左]

② 有価証券等の区分管理の状況

[同左]

（注意事項）

[1・2 同左]

3 「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

[4~6 同左]

[(13)~(26) 同左]

2 [同左]

別紙様式第十六号（第八十七条関係）

（日本産業規格 A 4）

事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日	登録金融機関名 所在地 代表者氏名	印	年 月 日	登録金融機関名 所在地 代表者氏名	印
	[1～8 略]			[1～8 同左]	
	9 登録金融機関業務の状況			9 登録金融機関業務の状況	
	当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。			当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。	
	[(1)～(9) 略]			[(1)～(9) 同左]	
	(10) 有価証券の分別管理の状況			(10) 有価証券の分別管理の状況	
	[表略]			[同左]	
	(注意事項)			(注意事項)	
	[1・2 略]			[1・2 同左]	
	3 「管理方法」の欄には、 <u>混合</u> して管理している場合には <u>混合管理</u> と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。			3 「管理方法」の欄には、 <u>混蔵</u> して管理している場合には <u>混蔵管理</u> と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。	
	[4～6 略]			[4～6 同左]	
	(10-2) 対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理の状況			(10-2) 対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理の状況	
	[表略]			[同左]	
	(注意事項)			(注意事項)	
	[1・2 略]			[1・2 同左]	
	3 「管理方法」の欄には、 <u>混合</u> して管理している場合には <u>混合管理</u> と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。			3 「管理方法」の欄には、 <u>混蔵</u> して管理している場合には <u>混蔵管理</u> と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。	
	[4～6 略]			[4～6 同左]	
	[(11)～(21) 略]			[(11)～(21) 同左]	
備考 表中の [ ] の記載は対記による。					

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(金融商品取引所における取引証拠金の分別管理) 第六十七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第百十九条第四項の規定に基づき代用有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券(以下この項において「代用有価証券」という。))及び次条第一項に定めるものをいう。以下この項において同じ。)を管理する金融商品取引所は、次の各号に掲げる代用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該代用有価証券等を管理しなければならない。</p> <p>一 有価証券(法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。) 次のイからニまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからニまでに定める方法</p> <p>イ 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券(混合して保管されるものを除く。ロにおいて同じ。) 代用有価証券の保管場所について固有有価証券等(自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券をいう。次号及び第三号において同じ。) の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についてどの会員等から又はどの会員等若しくは清算受託者若しくは清算会員等を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することに</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(金融商品取引所における取引証拠金の分別管理) 第六十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券(混蔵して保管されるものを除く。ロにおいて同じ。) 代用有価証券の保管場所について固有有価証券等(自己の固有財産である有価証券その他の代用有価証券以外の有価証券をいう。次号及び第三号において同じ。) の保管場所と明確に区分し、かつ、当該代用有価証券についてどの会員等から又はどの会員等若しくは清算受託者若しくは清算会員等を通じ預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することに</p>

<p>より管理する方法</p> <p>ロ 「略」</p> <p>ハ 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。二において同じ。）代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等、各清算受託者若しくは各清算会員等を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法</p> <p>ニ 「略」</p> <p>「二〇四 略」</p>	<p>より管理する方法</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>ハ 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。二において同じ。）代用有価証券の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等、各清算受託者若しくは各清算会員等を通じ預託を受けた代用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。